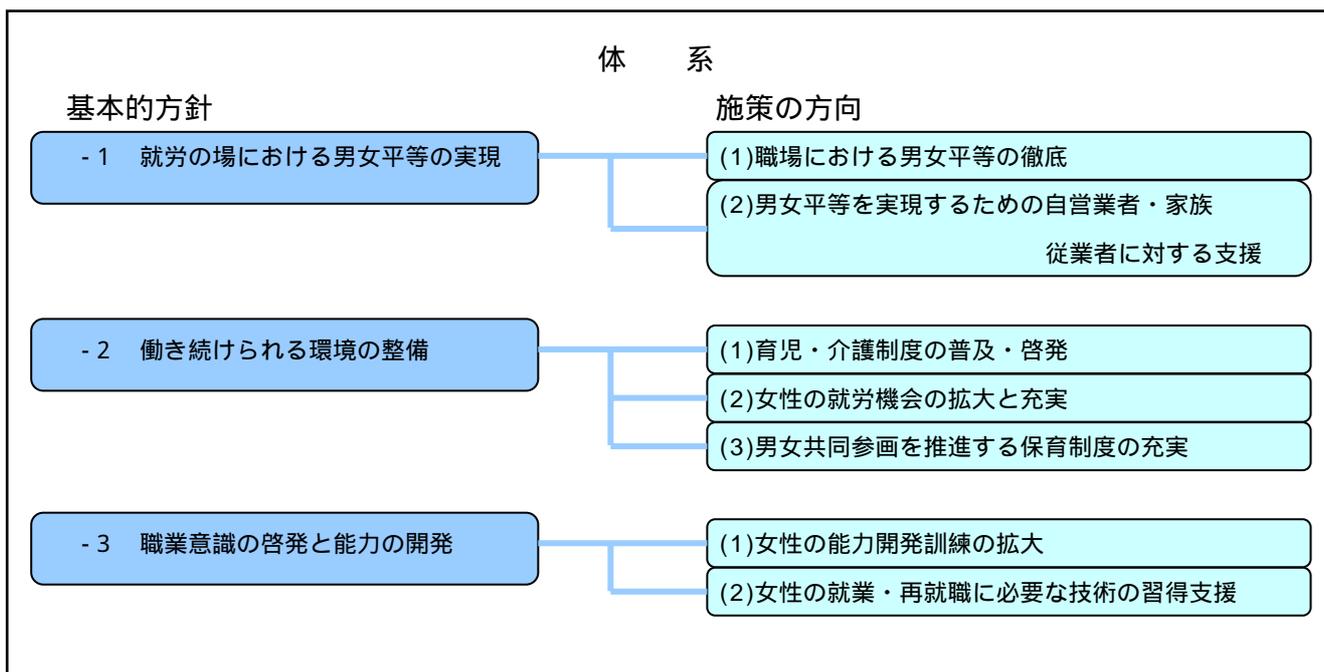


男女が共に輝き、生きがいをもって働くことのできる社会をめざして、性にとらわれず働き続けることができる環境整備が必要です。「改正男女雇用機会均等法」の周知・徹底を始めとする職場における制度・慣行等の点検・見直し、再雇用制度等の充実等の働きかけ、労働者・雇用者双方への男女平等意識の啓発を進めるとともに、再就職希望者、女性の能力開発への支援が必要です。

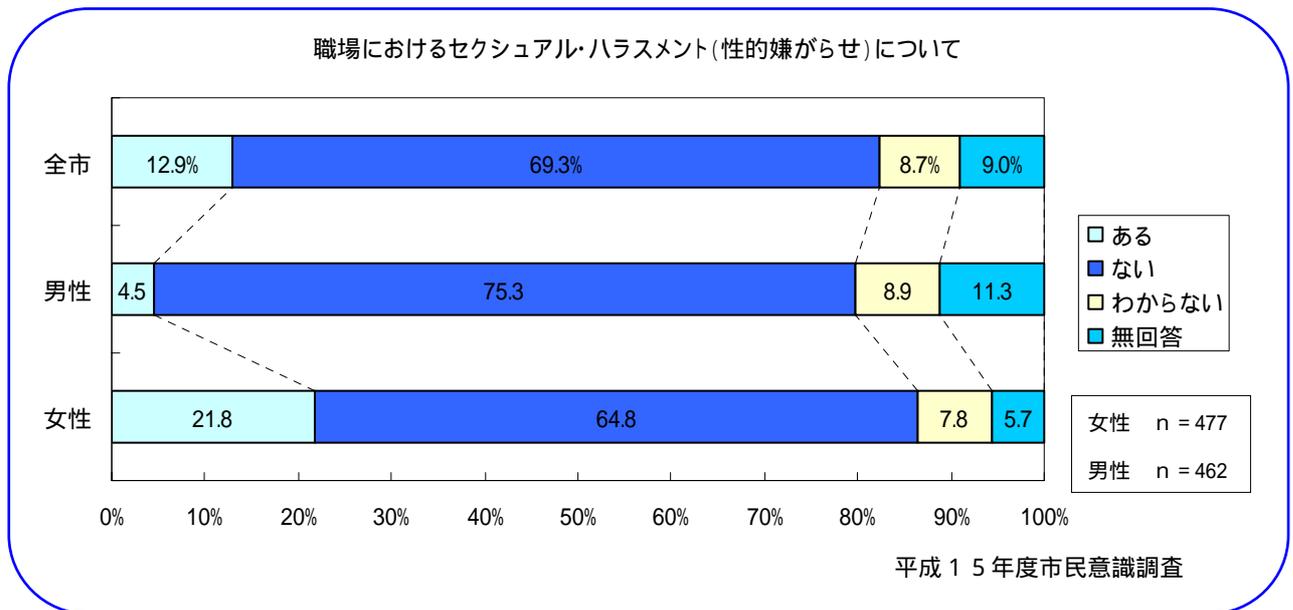
また、市民が職業生活、家庭生活を両立できるような支援体制、サービス等の充実が課題となります。



【基本の方針】 1 就労の場における男女平等の実現

現状

- ・ 沼津市において、平成15年度に実施した市民意識調査によると、セクシュアル・ハラスメント（職場における性的嫌がらせ）を受けたことがある人は12.9%で、被害を受けた割合を性別で見ると、男性が4.5%に対し、女性は21.8%と高い割合で、女性の約5人に1人がセクシュアル・ハラスメント被害を受けています。
- ・ 農林水産業・商工業などの自営業においては、仕事と生活の公私の区別がつけにくく、性別や世代による固定的な役割分担意識やそれに基づく慣習・慣行が根強く残っています。



課題

働きやすい労働環境を整備するためには、職場における制度・慣行等の点検・見直しが必要となります。雇用主の男女平等の意識啓発を進めるとともに、仕事と生活の、公私の区別がつけにくい自営業者・家族従業者等に対する支援の充実を図る必要があります。

目標

- ・ 「改正男女雇用機会均等法」の周知・啓発を図るとともに、雇用主に対し職場におけるセクシュアル・ハラスメント（職場における性的嫌がらせ）防止をよびかけます。
- ・ 性差別的な雇用慣行の見直し等、自営業者・家族従業者等に対する支援の充実を図ります。

施策の方向

(1) 職場における男女平等の徹底

改正男女雇用機会均等法などの周知により、労働者が性別により差別されることなく、その能力を発揮する機会と公平な待遇が確保されるよう働きかけます。

具体的施策	主な取り組み	担当課
① 職場における男女平等を推進するための学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市職員研修の開催 ◆ 市職員対象にメールマガジン等による学習機会の充実 ◆ 事業者を対象にセミナーを開催 ◆ 労働者を対象とする事業所への出前講座の開催 	政策企画課
② 改正雇用機会均等法女性労働者の権利に関わる法律の周知・徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 改正男女雇用機会均等法の周知・啓発 	商工振興課
③ セクシュアル・ハラスメント（職場における性的嫌がらせ）防止の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「沼津市役所におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する基本方針」に基づく防止施策の実施 ◆ 各学校内にセクシュアル・ハラスメント相談員の設置 ◆ 各学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止研修会の実施 ◆ 企業等に対しセクシュアル・ハラスメント防止対策推進の働きかけ 	人事課 学校教育課 商工振興課

(2) 男女平等を実現するための自営業者・家族従業者等に対する支援

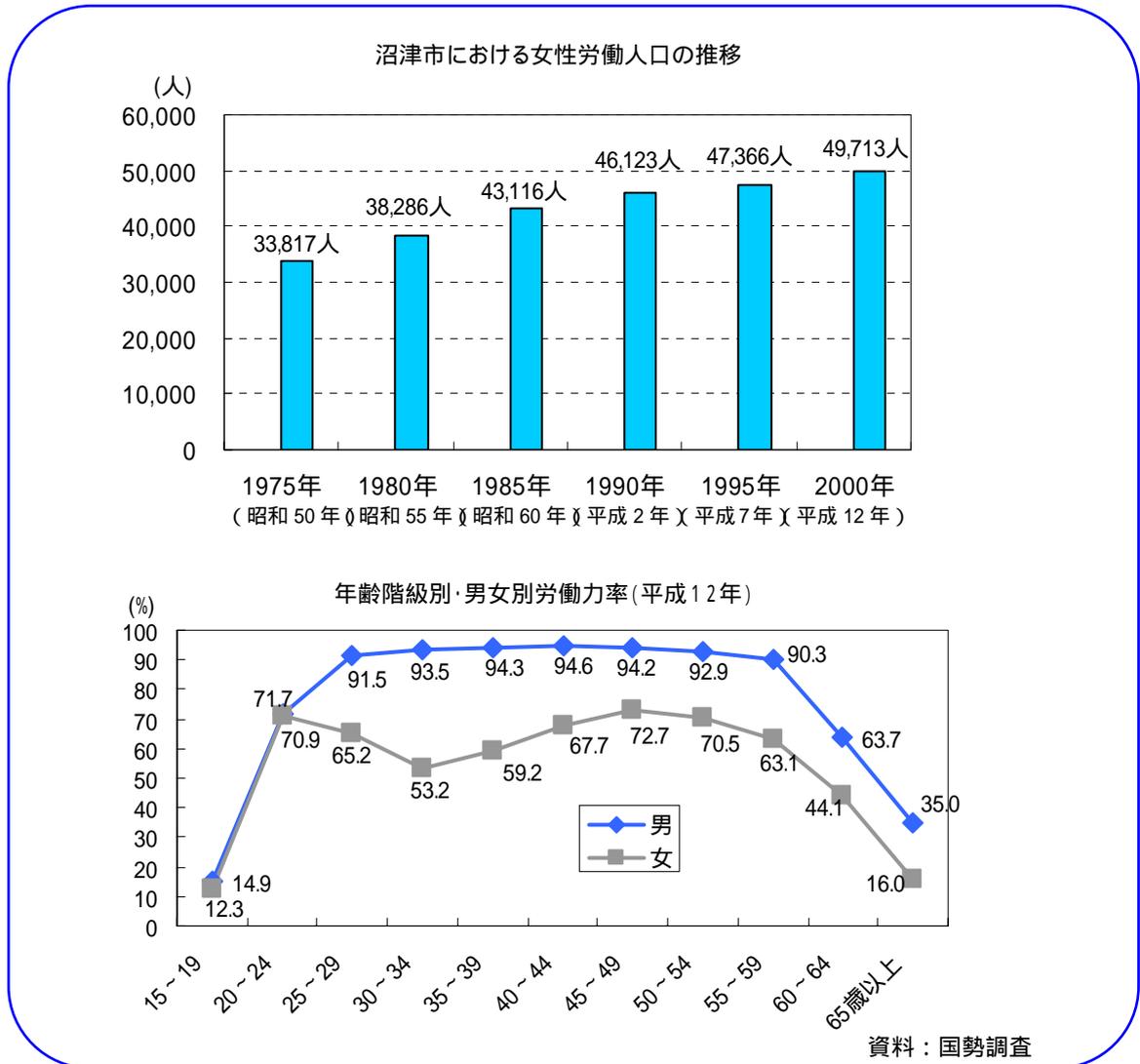
働き方において、仕事と家事・育児・介護など境界があいまいな農業・水産業を含む自営業において女性の労働が正当に評価されるように、また、共同経営者としてのパートナーシップの確立を図ることができるよう支援します。

具体的施策	主な取り組み	担当課
① 農林水産業・商工業における男女平等に関する学習研修機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自営業従事者向け意識啓発 	商工振興課 水産海浜課 農林農地課
② 家族内の平等化「家族経営協定」を促進するための学習研修機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 農業従事者向けの広報・啓発 ◆ 家族経営協定の普及・啓発・締結 	農林農地課

【基本の方針】 2 働き続けられる環境の整備

現状

- ・ 働く女性は年々増加していますが、出産・育児の時期に働くことをやめている女性は少なくありません。
- ・ 職業生活、家庭生活の両立を支援するため、沼津市では、ファミリーサポートセンター事業、多様な保育サービス事業を行っています。



課題

男女が働き続けるためには、職業生活、家庭生活を両立できるような支援体制、サービス体制の充実が課題となります。また、育児・介護を女性だけの負担とせず、男性がともに担っていく意識の醸成が必要です。また、男性が育児・介護休業を取得しやすい職場づくり等、性にかかわらず育児・介護休業制度を利用しやすい環境の整備が重要です。

目標

- ・ 性にかかわらず育児・介護制度を利用しやすい環境整備を図ります。
- ・ 女性の就労機会の拡大と就労情報等の提供の充実を図ります。
- ・ 様々なニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。

施策の方向

(1) 育児・介護休業制度の普及・啓発

仕事と育児・介護を両立するためには、育児・介護を女性だけの役割とせず、男性も共に担うことができるよう、企業に対して育児・介護休業制度の普及・啓発を図ります。

具体的施策	主な取り組み	担当課
① 男女が育児・介護休業制度を利用しやすい環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 育児・介護休業制度の周知 ◆ 育児・介護休業制度の活用促進 	商工振興課
② 男性の育児・介護休暇取得を推進するための意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 育児・介護休業制度の男性の制度利用についての啓発 	商工振興課

(2) 女性の就労機会の拡大と充実

結婚や出産等を契機に働くことをやめ、子育てが終わった頃に再就職を希望するなど、増加する女性の就労ニーズや多様化する就労形態に合わせた働き方を支援するために、雇用主への働きかけや、就労希望者への情報提供等に努めます。

具体的施策	主な取り組み	担当課
① 女性のための再雇用・継続雇用制度の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 再雇用・継続雇用制度の普及・啓発 	商工振興課
② 女性に対する就労情報等の提供	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 女性労働についての情報・資料の収集・提供 ◆ 関係機関との連携 	商工振興課

(3) 男女共同参画を推進する保育制度の充実

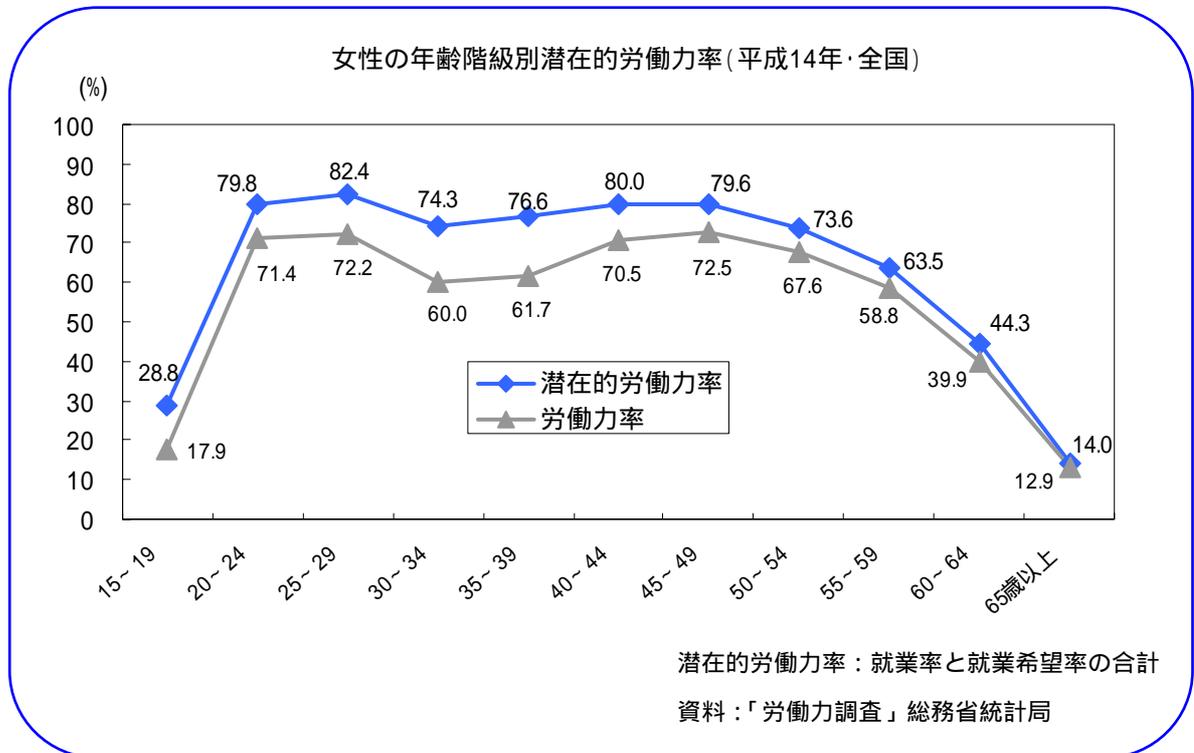
家庭・地域活動を両立させて働き続けるため、様々なニーズに対応したきめ細かい保育サービスの充実を図ります。

具体的施策	主な取り組み	担当課
① 長時間保育・乳幼児保育事業等社会的サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 多様な保育サービス事業（一時保育・休日保育・外国人児童保育・病後児保育） 	子育て支援課
② 女性の就業継続を可能にするような多様な保育制度の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 多様な保育サービス事業（一時保育・休日保育・外国人児童保育・病後児保育） ◆ ファミリー・サポート・センターの充実 	子育て支援課

【基本の方針】 3 職業意識の啓発と能力の開発

現状

- ・ 出産や育児期にも仕事を続けることを望む女性が増えています。また、たとえ育児や介護で退職しても、その後に再就職を希望する女性が多くなっています。



課題

女性が働き続けられる社会をつくるためには、男女平等の観点にたった職業観の確立や女性自身の職業人としての意識を高める啓発など、女性の能力を十分に発揮できるよう、職業能力の開発や適切な職業情報の提供などの支援が必要です。

目標

- ・ 女性への職業人としての意識啓発と職業能力の向上を図るための支援を行います。
- ・ 女性の就業・再就職・起業に対する支援に努めます。

施策の方向

(1) 女性の能力開発訓練の拡大

女性の職域の拡大につながる能力開発訓練の拡充を図ります。また、女性の職業意識向上のための啓発を図るとともに講習等の充実を図ります。

具体的施策	主な取り組み	担当課
① 女性の能力開発のための学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none">◆ 女性労働者の職業意識を高めるための意識啓発◆ 女性役職者セミナーの開催◆ キャリア・スキルアップ講座等の開催◆ キャリア・スキルアップ講座等への女性参加促進	政策企画課 商工振興課

(2) 女性の就業・再就職に必要な技術の習得支援

女性の就業・再就職に必要な技術の習得を目的とした学習・訓練の機会充実を図ります。また、起業をめざす女性に起業に対するアドバイスや情報提供等の支援に努めます。

具体的施策	主な取り組み	担当課
① 女性の就業・再就職に必要な技術の習得支援	<ul style="list-style-type: none">◆ キャリア・スキルアップ講座等の開催◆ キャリア・スキルアップ講座等への女性参加促進	商工振興課
② 女性起業家への支援・情報提供	<ul style="list-style-type: none">◆ 起業・創業のコーディネート支援◆ 女性起業家に対する情報提供	商工振興課